

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

イソプロピルアンモニウム = (RS) - 2 - (4 - イソプロピル - 4 - メチル - 5 - オキソ - 2 - イミダゾリン - 2 - イル) ニコチナート (別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル)	2 - [(RS) - 4 - イソプロピル - 4 - メチル - 5 - オキソ - 2 - イミダゾリン - 2 - イル] ニコチン酸 (別名イマザピル[酸]) として 4,100 µg/l
2 - [(RS) - 4 - イソプロピル - 4 - メチル - 5 - オキソ - 2 - イミダゾリン - 2 - イル] - 5 - メトキシメチルニコチン酸アンモニウム (別名イマザモックスアンモニウム塩)	2 - [(RS) - 4 - イソプロピル - 4 - メチル - 5 - オキソ - 2 - イミダゾリン - 2 - イル] - 5 - メトキシメチルニコチン酸 (別名イマザモックス) として 9,900 µg/l
ナトリウム = (Z) - 9 - オクタデセノアート (別名オレイン酸ナトリウム)	2,300 µg/l
5 - アミノ - 4 - クロロ - 2 - フェニルピリダジン - 3 (2H) - オン (別名クロリダゾン又はPAC)	2,100 µg/l
シアン酸ナトリウム	2,100 µg/l

2', 3 - ジブロモ - 4' - クロロ - 1 - (3 - クロロ - 2 - ピリジル) - 6' - { [(1 R S) - 1 - シクロプロピルエチル] カルバモイル } ピラゾール - 5 - カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)	7.7 µg / l
2 - [8 - クロロ - 3 , 4 - ジヒドロ - 4 - (4 - メトキシフェニル) - 3 - オキソキノキサリン - 2 - イルカルボニル] シクロヘキサン - 1 , 3 - ジオン (別名フェンキノトリオン)	1,300 µg / l
1 - (4 , 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) - 3 - (3 - トリフルオロメチル - 2 - ピリジルスルホニル) 尿素 (別名フラザスルフロソ)	17 µg / l
5 - ジプロピルアミノ - , , - トリフルオロ - 4 , 6 - ジニトロ - o - トルイジン (別名プロジアミン)	0.46 µg / l
6 - ヒドロキシ - 2 H - ピリダジン - 3 - オンカリウム塩 (別名マレイン酸ヒドラジドカリウム)	6 - ヒドロキシ - 2 H - ピリダジン - 3 - オン (別名マレイン酸ヒドラジド) として 2,700 µg / l
4 - クロロ - o - トリルオキシ酢酸イソプロピルアンモニウム (別名 M C P A イソプロピルアミン塩)、4 - クロロ - o - トリルオキシ酢酸エチル (別名 M C P A エチル) 及び 4 - クロロ - o - トリルオキシ酢酸ナトリウム (別名 M C P A ナトリウム塩)	4 - クロロ - o - トリルオキシ酢酸 (別名 M C P A) として 8,100 µg / l